

2板教地第98号の2
令和2年5月29日

保護者各位

板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課長
諸橋 達昭
(公印省略)

利用自粛に伴うあいキッズ利用料（5月分）の減額の手続きについて

平素から、板橋区あいキッズ事業にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。
「緊急事態宣言」により、あいキッズの利用の制限を受けた方および自粛をしていただいた方の5月分利用料の減額の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 あいキッズ利用料（5月分）の減額実施概要

対象者	きらきらタイム登録A区分・B区分の方 C・D区分は無料のため、S区分は日額のため除外します。
減額条件	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための利用制限により、利用できなかった方 利用料は徴収しません。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用を自粛された方 利用実績に基づき、利用料を日割りで計算します。

2 利用料の計算方法

減額後の利用料＝月額利用料×利用日数÷当月平日開所日数

※利用日数は、各あいキッズより出席簿をもとに報告があった日数となります。

※当月平日開所日数は、各月の月曜日～金曜日の祝日を除いたあいキッズ運営日となります。

5月は18日間です。

※同一月中に1日も利用しなかった場合は、当該月は無料（0円）となります。

例) 月額利用料 **2,700円** の児童が、同一月中に **12日間** 利用自粛をした場合

減額後の利用料 **2,700円** × (18日 - **12日**) ÷ 18日 = 900円

- ・1円未満切捨て。
- ・利用時間が短い場合でも、利用した場合は1日利用した扱いとなります。
- ・月の途中で区分を変更した場合は、利用料の高い方で計算します。

次ページに続きます

3 利用料の減額の手続き

各あいキッズから利用をした日数の報告を受け、無料または日割り利用料での徴収とします。保護者様の手続きは不要です。

(1) 5月に1日も利用しなかった場合（無料）

5月の利用料は無料とします。5月分の引き落としを行いません。

なお、納付書払いによる方は、納付書を送付しないことにより無料とします。

(2) 5月に1日以上利用した場合（減額）

・各あいキッズから利用をした日数の報告を受け、日割り利用料を決定します。

・減額の方法は、6月30日（火）に指定口座より一旦全額の口座振替を行ったうえで、日割りにて計算した利用料との差額を還付いたします。

※4月21日付の通知文で、5月の利用料は、6月1日に口座振替を行う旨お知らせしましたが、6月30日に変更いたします。

4 減額する利用料の通知

減額後の利用料の決定通知時期・方法は、以下のとおりです。

利用可能対象者のうち「利用料が減額になる方（無料を含む）のみ通知します。

減額後の利用料の通知時期・返還方法は以下のとおりです。

4月分・5月分 利用料	【通知時期】 7月中旬～7月下旬 【返還方法】 還付
----------------	-------------------------------

※4月21日付の通知文で、4月の利用料の減額による差額は、6月以降の利用料に充当する旨をお知らせしましたが、「還付」での返還方法に変更いたします。

5 土曜日利用（S区分登録のある方）について

緊急事態宣言に伴う自粛要請期間中は、予定ではなく実際に利用した実績で利用料を決定します。

5月利用分は、6月30日（火）に、利用料を指定口座より口座振替します。

【お問い合わせ先】板橋区役所 地域教育力推進課あいキッズ係
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 Tel.3579-2637